

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | | |
|--|--------------------------|---------|-----------|------|
| 会社名 | 株式会社 岩手銀行 | | コード | 8345 |
| 提出日 | 2022/6/6 | 異動(予定)日 | 2022/6/22 | |
| 独立役員届出書の提出理由 | 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の 同意 | |
|----|-------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|------|-----------|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当 なし | | | |
| 1 | 宇部 文雄 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | 訂正・変更 | 有 |
| 2 | 宮野谷 篤 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | 訂正・変更 | 有 |
| 3 | 高橋 豊 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | 新任 | 有 |
| 4 | 菅原 悦子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | △ | | 訂正・変更 | 有 |
| 5 | 渡辺 正和 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | 訂正・変更 | 有 |
| 6 | 前田千香子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | 新任 | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
|----|---|--|
| 1 | <p>宇部文雄氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>宇部文雄氏は、過去(2012年6月まで)に当行の取引先である東北電力株式会社の取締役副社長を務めておりました。当行と東北電力株式会社の取引については、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。</p> | <p>元企業経営者としての豊富な実務経験や幅広い専門的な見識により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a～iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 2 | <p>宮野谷篤氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>宮野谷篤氏は、過去(2018年5月まで)に日本銀行の理事を務め、現在は株式会社NTTデータ経営研究所の取締役会長を務めております。当行と株式会社NTTデータ経営研究所の間には取引関係はありません。</p> | <p>金融政策に関する豊富な経験や幅広い専門的な見識により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a～iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 3 | <p>高橋豊氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>高橋豊氏が代表取締役会長を務める株式会社みちのくクボタは、当行の取引先であります。当行と株式会社みちのくクボタの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>高橋豊氏が代表取締役社長を務める高源電機株式会社は、当行の取引先であります。当行と高源電機株式会社の間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>高橋豊氏が取締役会長を務める高源興業株式会社は、当行の取引先であります。当行と高源興業株式会社の間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>高橋豊氏が会頭を務める花巻商工会議所は、当行の取引先であります。当行と花巻商工会議所の間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>高橋豊氏が理事長を務める特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会は、当行の取引先であります。当行と特定非営利活動法人花巻少年少女創造活動支援協会の間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> | <p>企業経営者としての豊富な実務経験や幅広い専門的な見識により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a～iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 4 | <p>菅原悦子氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>菅原悦子氏は、過去(2019年3月まで)に当行の取引先である国立大学法人岩手大学の理事副学長を務めておりました。当行と国立大学法人岩手大学の取引については、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。また、当行は2017年12月に同大学と共同で運営する「事業所内保育所」の新築工事に際し、その建築資金を使途とする200万円円の寄付を行っておりますが、このほかに恒常的に寄付を行っている実績はございませんので、これによって菅原悦子氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。</p> | <p>学識経験者としての専門知識や幅広い見識を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性a～iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 5 | <p>渡辺正和氏および渡辺正和法律事務所は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>渡辺正和氏と当行は2015年6月から2020年5月まで顧問弁護士契約がありました。契約のあった直近過去3年の報酬は、平均で年間100万円未満であり、当行の定める社外役員の独立性判断基準における独立性を満たしております。</p> | <p>弁護士としての法律知識や幅広い見識を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性 a～i のいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |
| 6 | <p>前田千香子氏は、当行の取引先ではありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>前田千香子氏が副理事長を務める特定非営利活動法人善隣館は、当行の取引先であります。当行と特定非営利活動法人善隣館との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> | <p>個人事業主・通訳案内士など地域社会に根差した幅広い活動をしており、豊富な経験と幅広い見識を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性 a～i のいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p> |

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。